

関係老人福祉施設・介護保険事業所管理者 様

山口県健康福祉部長寿社会課 施設 班 長
介護保険班長

**令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）費補助金における
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出について（再周知）**

本県の高齢者保健福祉行政の推進につきましては、平素から御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年11月11日付け事務連絡にてお知らせしましたとおり、標記補助金の交付を受けた事業者におかれましては、当該補助金に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）、別記第4号様式（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書）を下記期限までに提出していただく必要がありますので、未提出の事業者で仕入控除税額が確定している場合は、速やかに御提出いただきますようお願いいたします。

また、先にお示ししておりました別記第4号様式について、このたび修正をしておりますので、これから御提出いただきます事業者におかれましては、別添の別記第4号様式にて御提出いただきますようお願いいたします。

なお、既に御提出いただいている事業者におかれましては、再度の提出は不要です。修正が必要な場合は、当課より別途御連絡差し上げますので、その際に御対応いただきますようお願いいたします。

仕入控除税額がある場合には、当該仕入控除税額を県へ返還していただく必要がありますが、返還方法や時期については、別途お知らせしますので、御留意ください。

記

1 提出が必要な書類

- ①別記第4号様式（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書）
- ②入力用シート
- ③添付書類（別記第4号様式に記載されているもの※）

※入力用シートの作成により別記第4号様式へ自動転記されます。

※※③について既に御提出いただいている場合は、①②のみの提出で差し支えありません。

修正後の別記第4号様式は以下に掲載しております。

【かいごへるぷやまぐち】<https://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/2670.html>

【県HP】<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a13400/iroukin-sienkin/202007160001.html>

2 提出期限

令和4年5月31日（火）

※仕入控除税額が確定した場合は上記期限にかかわらず、速やかに御提出ください。

3 提出先及び提出方法

○提出先 山口県健康福祉部長寿社会課

○提出方法 メール又は郵送

メールアドレス : kaigo.roukin@pref.yamaguchi.lg.jp

住所 : 〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

問い合わせ先

施設 班 : 083-933-2858 (老人福祉施設担当)

介護保険班 : 083-933-2856 (介護保険事業所担当)